



## 消防用設備等設置計画届出書 作成要領

- 1 建築基準法第6条第1項に基づく確認申請が必要な建築等に伴い消防用設備等を設置しようとする場合、建築主は本届出書を作成し、確認申請書等の付近見取図の前に添付すること。
- 2 記入に当たって、手書きの場合はペン又はボールペンを使用すること。ただし、消去可能な筆記具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- 3 2以上の防火対象物を建築しようとする場合は、それぞれの防火対象物ごとに本届出書を作成すること。
- 4 「建築物の高さ」欄には、建築基準法施行令第2条第6号に規定する高さを、「建築物の軒高」欄には、同条第7号に規定する軒の高さを記入すること。
- 5 本届出書における法令の略称は、消防法施行令を「令」、消防法施行規則を「規則」、神戸市火災予防条例を「条例」とする。
- 6 「貯蔵取扱い等」欄は、該当するものを○で囲み、容量等を記入すること。
- 7 「階別」は、消防法施行令第8条に規定する区画ごとに記入すること。なお、「階別」欄が10以上必要な場合は、本届出書を複数枚使用して記入すること。
- 8 「消防用設備等」欄には、設置する消防用設備等を階別ごとに「設置」又は「○」と記入すること。
- 9 「消防用設備等」欄に掲げるもの以外の消防用設備等を設置する場合は、空白欄の左側に設備名を記入し、設置する階ごとに「設置」又は「○」と記入すること。
- 10 予定収容人員は、消防法施行規則第1条の3の規定に基づき算定し、「予定収容人員」欄には、階別の予定収容人数を記入すること。
- 11 「無窓階」欄には、無窓階に該当する階には「無窓」、それ以外の階には「一」と記入すること。
- 12 普通階がある場合は、当該階について消防法施行規則第5条の5に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部に係る計算書を本届出書に添付すること。ただし、神戸市火災予防条例第56条の2第2項に規定する申請又は通知に添付された平面図に、前記の記載がある場合は、当該計算書の添付を省略できる。
- 13 以下の事項や届出書に記載できない内容については、別紙に図示又は記入し、添付すること。
  - (1) 消防法施行令第8条に規定する区画された部分
  - (2) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第6号に規定する開放型廊下の検証
  - (3) 渡り廊下に関する事項
  - (4) 増築時の既存部分との関係
  - (5) 神戸市火災予防条例第50条の10第2項に規定する可燃性発泡樹脂の使用状況
- 14 「防火管理計画等の概要」欄は、該当項目を○印で囲み、必要事項を記入すること。
- 15 「特記事項」欄には、以下の事項を記入すること。
  - (1) 建築物の使用形態
  - (2) 危険物、高圧ガス又は火薬類施設についての許可申請の有無
  - (3) 防火上の制限又は消防用設備等の設置に関する緩和規定又は特例基準の適用条件
  - (4) 消防法施行令第8条に規定する区画、その他防火区画の計画
  - (5) 消防用設備等の消防関係法令適合性
  - (6) その他、防火上特に必要な事項
- 16 用紙サイズは、日本産業規格A列3番（A3サイズ）とすること。
- 17 書面で本届出書を提出した後に訂正が必要な場合は、訂正箇所には二重線を引き、見え消しとすること。